

西村あさひ法律事務所

ストックオプション税制に関する新しい動き
—いわゆる信託型ストックオプションへの課税関係を中心に—

ビジネス・タックス・ローニューズレター

2023年6月29日号

執筆者:

E-mail✉ 錦織 康高

E-mail✉ 西 海人

※本ニューズレターは、2023年6月23日までに入手した情報に基づいております。

I はじめに

国税庁は2023年5月30日に、ストックオプションに対する課税(Q&A)を公表した¹(以下、「国税庁ストックオプション Q&A」という。)。当該 Q&A ではいわゆる信託型ストックオプションへの課税関係について、これまで想定されていた課税関係とは異なる見解が示されたことから、大きな議論になっている。

また、これに関連したストックオプション税制に関する新しい動きもあることから、本稿では、信託型ストックオプションへの課税関係を中心に信託型ストックオプションが出現した背景やその仕組み、また、国税庁ストックオプション Q&A の公表を始めとした直近の動向について、概観する。

II スtockオプションに関する課税についての一般的理解と信託型ストックオプション出現の背景

1. スtockオプションに関する課税の基本

信託型ストックオプションの説明を行う前に、まず、従前、役職員に対する報酬として付与されてきたストックオプションに関する基本的課税関係について簡単に整理を行いたい。このストックオプションについては、大きく分けて税制適格ストックオプションと呼ばれるものと税制非適格ストックオプションと呼ばれるものが存在している。

税制適格ストックオプションは、2.において言及する一定の要件を満たすことにより、ストックオプション付与時及びストックオプション行使時の課税が繰り延べられ、実際の株式譲渡時に初めて譲渡所得として課税が行われるものである。これに対して、税制非適格ストックオプションに関しては、税制適格ストックオプション同様に、ストックオプション付与時の課税は行われないものの、権利行使時に行使価格と行使時点の株式の時価との差額について、給与所得課税が行われ、株式譲渡時にも譲渡所得として課税が行われることとされている。

このほか、いわゆる有償ストックオプションと呼ばれる、ストックオプションの発行時に時価を払い込むことにより付与を受けるものも利用されてきた。有償ストックオプションに関する課税関係は、ストックオプション付与時には時価によりストックオプションの付与を受けているため、(商品等を購入した場合と同様に)課税は発生せず、また、権利行使時においても、所得税法施行令 109 条 1 項 1 号がオプション料と行使価額の合計額が株式の取得価額となることを定めていることから、課税は発生しないものと考えられてきた²。

¹ 国税庁《<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/230428/index.htm>》。

² 大石篤史＝石橋誠之＝間所光洋＝高橋悠「有償で付与される譲渡予約権およびストック・オプションの法務・税務上の留意点」商事法務 2288 号 30 頁以下(注 24・40 頁)など。

以上を図にまとめると、下記図 1 のとおりである。

図 1

	付与時	権利行使時	株式譲渡時
税制適格ストックオプション	課税なし	課税なし	譲渡所得課税 (20.315%)
税制非適格ストックオプション	課税なし	給与所得課税 (最大 55.945%)	譲渡所得課税 (20.315%)
有償ストックオプション	課税なし	課税なし	譲渡所得課税 (20.315%)

なお、ストックオプションに関しては、(外国)親会社から子会社の役員に対して付与されたストックオプションを、子会社の役員が行使した際に発生する所得の所得区分が、給与所得に当たるか、一時所得に当たるかという点が長らく議論されてきた。この点については、給与所得に該当するという最高裁判決(平成 17 年 1 月 25 日第三小法廷判決(民集 59 卷 1 号 64 頁)、以下、「平成 17 年最高裁判決」という。)が示され、今日では、当該議論は決着を見ている。なお、平成 17 年最高裁判決については、以下でも改めて言及する。

2. 信託型ストックオプションの構造とその出現の背景

上記のとおり、税制非適格ストックオプションを利用する場合には、権利行使時に給与所得課税が行われるところ、給与所得については地方税も合わせると最大 55.945%の税率³での課税がなされることとなり、株式譲渡時に初めて課税がなされ、しかも税率が 20%程度にとどまる税制適格ストックオプションの方が相当に有利と言ってよい。

しかし、税制適格ストックオプションとして発行するためには、図 2 記載のような要件⁴を満たす必要があり、(課税当局からすれば、優遇税制なのだから制約があることは当然ということであろうが)ストックオプションを導入しようとする事業者からすれば悩ましい問題を提起する。特に、(あ)ストックオプションに係る新株予約権の権利行使価額がストックオプションに係る契約締結時の株式の時価(法文の文言では「1 株当たりの価額」)以上の金額であり、かつ、(い)権利行使価額の年間の合計額が 1200 万円以下であることが要件になっており、この要件を満たすためには、税制適格ストックオプションとして発行する場合においても、契約締結時の株式の時価の算定が必要であるとともに、各年において行使ができるストックオプションの数も限度額により相当程度の制限を受けることになる。しかも、(あ)の要件は、上場前のいわゆるベンチャー企業においては、より面倒な問題を内包する。すなわち、上場会社ではない以上、株式の時価と言われても一義的に確定できる訳ではなく、事業者が「これこそ当社株式の時価だ」と考えて権利行使価額の設定を行ったとしても、税務調査段階で当該権利行使価額は当時の時価を下回っていると判断され、税制適格性を否定される可能性があることになる。なお、この他の要件に関しても、例えば、行使後は株式に関して、証券会社または金融機関等による保管・管理等信託が必要となるが、上場前に行使した場合に、当該要件を満たすことは実務上必ずしも容易ではないなど、現在の税制適格ストックオプション制度の枠組みは必ずしも利用者のニーズを満たすものとはなっていない。

³ 所得税法 89 条 1 項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 13 条、地方税法 35 条 1 項、314 条の 3 第 1 項。

⁴ 租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項。

図2 税制適格ストックオプションの主な要件について⁵

項目	要件
付与の対象	会社及びその子会社の取締役・執行役・使用人 一定の要件を満たす外部協力者（弁護士や専門エンジニア等※）
発行価格	無償発行
権利行使期間	付与決議日後2年を経過した日から10年を経過する日まで （設立5年未満の非上場会社は15年を経過する日まで：R5改正）
権利行使限度額	年間の合計額が1200万円を超えないこと
権利行使価額	ストックオプションに係る契約締結時の時価以上の金額
譲渡制限	新株予約権は他者への譲渡が禁止
保管委託	行使後は証券会社または金融機関等による保管・管理等信託が必要

※ 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定に従って事業に従事する外部協力者

また、ストックオプションは、特にベンチャー企業等においては、ベンチャーという性格上いわゆる成熟企業に比べ、安定性という面では劣位に立たされる中であって、「成功した場合には規模の大きな経済的便益が得られる」という意味でのインセンティブ制度として活用されるもので、人材確保等のために重要な意味を持ちうるものである。上記の各要件は、こうしたベンチャー企業にとって税制適格ストックオプションを相当に使い勝手の悪いものとしていることは疑いないところだろう。

上記のように、税制適格ストックオプションの利用には制約が存在しており、そうした中であって、税制適格ストックオプションと同様に、株式譲渡時まで課税を繰り延べつつ（しかも所得の種類としては譲渡所得とされ）、行使価格を抑えられる商品として提案されたのが信託型ストックオプションであったものと考えられる。

信託型ストックオプションの仕組みとして従前説明されたものは、大要以下のとおりである⁶。

- ① オーナー等が金銭を供出したうえで委託者となり、信託会社を受託者として信託契約を締結する。かかる信託は、「受益者の存在しない信託」の要件を満たすように設計される。
- ② 受託者たる信託会社は当該金銭を用いて、発行会社からストックオプションの時価発行を受け当該ストックオプションを管理し、信託期間満了日に、確定した受益者（役職員）にストックオプションを交付する。
- ③ スtockオプションの交付を受けた役職員はストックオプションを行使し、株式を受け取る。

上記のように、信託型ストックオプションでは、受益者等の存在しない信託⁷が用いられている。このことによる効果は後記 III 1.において改めて説明するが、受益者等の存在しない信託については、オーナー等が金銭を拠出する信託の設定時に、受贈益として法人税が発生（法人税法 22 条 2 項）し、また、受託者たる信託会社に対する報酬も別途必要とされるなど、いわゆる Transaction Cost が発生する。新聞報道などによると、信託型ストックオプションの採用企業は相当数に上っているようであるが⁸、この事実は、そうした Transaction Cost を上回るメリットがあるとの経営判断を相当数の事業者が行ったということの意味している。

⁵ 経済産業省「ストックオプション税制」《<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>》より引用。

⁶ 例えば、信託型ストックオプションの概要について説明するものとして、松田良成＝山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン[上]」商事法務 2042 号 55 頁以下（特に 61 頁以下）。

⁷ なお、受益者等の存在しない信託とするためには、信託を変更する権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされるものが存在しないことが求められる（法人税法 12 条 2 項）ことから、信託型ストックオプションに関する信託契約においては、合意により信託の内容を変更できないとの規定が置かれているようである。このことは、当事者の同意に基づき、信託契約を解約して、信託型ストックオプションの導入以前の状態に戻すということは必ずしも容易ではないものと考えられる。

⁸ 日本経済新聞 2023 年 6 月 3 日朝刊「国税庁、上場 20 社超の『税負担増』信託型株式報酬で」によれば、非上場企業を含め約 800 社が導入しているようである。

III 信託型ストックオプションに関する課税関係

1. 想定されていた課税関係とその根拠

上記のような信託型ストックオプションは、付与を受ける役職員に対しては、株式譲渡時の譲渡所得のみが発生するとの想定のもとで利用がなされてきた。より詳細を述べれば、以下のとおりである。

まず、信託会社がストックオプションの付与を受ける時点においては、信託会社は時価によりストックオプションの付与を受けていることから、(商品等を購入した場合と同様に)課税は発生しないことになる。次に、役職員が当該ストックオプションの交付を受ける時点においても、所得税法 67 条の 3 第 1 項及び第 2 項によって、受益者等の存在しない信託から交付を受ける役職員は当該ストックオプションを簿価で引き継ぐことが可能であり、また、当該引継ぎにより生じた収益については、役職員の総収入金額には算入しないこととされているから、この時点においても課税は発生しないことになる。さらに、当該役職員がストックオプションの行使を行う時点においても、有償ストックオプション同様に、課税は発生しないものと考えられてきた。

なお、受益者等の存在しない信託において、引き継がれた資産につき、課税が発生しないのは、信託の設定時から受益者が明らかになっていれば受益者に課税していたであろう所得(設定時の受贈益及び信託期間中の所得)について受託法人に対し既に代替的に課税が行われており、受益者が存することとなった場合に、これに再度課税したり、受益者の出現による資産の帰属者の変更を譲渡とみて課税したりすることは適当ではないことがその理由とされている⁹。

2. 公表された国税庁の見解

これに対して、国税庁は、信託型ストックオプションについて、上記とは異なる見解を国税庁ストックオプション Q&A の中で公表している。

具体的には、信託会社がストックオプションの付与を受ける時点及び役職員がストックオプション交付を受ける時点においては、課税が発生しないことを肯定した上で、「役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となります(所法 28、36②、所令 84③)」と回答し、ストックオプションの行使時点において、その行使時の株式の時価とストックオプション発行時の支払額及び行使価額の合計額との差額について給与所得として課税されるとの見解を示した。この理由として、「実質的には、会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないこと」を挙げている。

3. 個々の論点の検討

これまで想定されていた課税関係と今回の国税庁の見解の間では、ストックオプション行使時に課税が発生するか否かという点に相違があり、また、当該行使時に発生する課税所得が給与所得に該当するとの見解が示されたことも相まって、特に既に信託型ストックオプションを導入した企業にとっては大きな驚きを持って迎えられている。最終的に、この問題がどのような形で決着するか(特に、既に信託型ストックオプションの行使が行われているところでは、税務訴訟に言及する声もあがっている)は予断を許さないが、以下、導入者側の想定していた課税関係と国税庁の主張する課税関係のいずれが説得的か、多少なりとも検討を試みる。なお、その際、「所得の発生時期の問題」と「所得区分の問題」との違いを明確に意識しよう。

(1) 国税庁側の技術的解釈論の妥当性 — 所得税法施行令 84 条 3 項の文言との関係

まず、法令の文言から見てみよう。行使時課税を標榜している国税庁の見解は、既に見たように信託型ストックオプションにおける信託が所得税法 67 条の 3 第 1 項及び第 2 項の適用を受けることは肯定しているようであり、したがって、信託に関する課税関

⁹ 財務省「平成 19 年度 税制改正の解説」(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_ref/orm/outline/fy2007/explanation/pdf/P247-P378.pdf) 322 頁。

係を問題視してはいないものと見られる。国税庁ストックオプション Q&A では、所得税法施行令 84 条 3 項¹⁰が引用されており、国税庁は同項 2 号の括弧書きである、「当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」、特に上記理由からは後半部分の「役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」に信託型ストックオプションが該当すると判断したものと考えられる。この点、同括弧書きは、その文言上、その前半部分は、「新株予約権を引き受ける者」にとって特に有利な条件であるかを基準に判断を行うこととされており、ストックオプション(新株予約権)の発行時に係る要件であることは明白と言えよう。これに対し、その後半部分は、前半部分と同様に「新株予約権を引き受ける者」という要件をかけて読もうとすると、「当該新株予約権を引き受ける者に」役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」となってしまう日本語として上手くつながらない。したがって、「役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」という要件に関しては、ストックオプション(新株予約権)の発行時のみを着目した要件ではない、というのが文理に沿った解釈であるという議論は理解可能とは言えよう。

他方、この「役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」という要件が、当該条項の制定時において、今回のようにストックオプション(新株予約権)の発行時から相当離れた段階で役職員に二次的に提供された場合にまで及ぶことが想定されていたのかという点には相当に疑問がある。もともと所得税法施行令 84 条 3 項は、ストックオプションの発行人が付与を行う場合に限って適用されることはその条文上明確であるが、これも「役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」という要件が、ストックオプションの発行時を念頭に置いた証左のようにも思われる。国税庁ストックオプション Q&A が、「実質的には、会社が役職員にストックオプションを付与していること」(傍点は筆者らによる)という説明を加えているのは、こうした点を意識したものではないかとも思われるが、果たして十分な根拠と言えるのか疑問なしとしない。

(2) 新株予約権の経済的性格からの理論的検討

所得税法施行令 84 条 3 項プロパーの技術的解釈論はひとまずこの程度にして、次に、本来ストックオプションの課税の原則はどのようなものであるべきかという観点からの検討を若干行ってみたい。

そのように考える場合、当然ながらストックオプション(新株予約権)の経済的性格は(コール)オプションであるというところから議論を始めることになる。この点、我が国のオプションに対する課税は、法人に関しては時価主義による課税を原則とし(法人税法 22 条の 2 第 4 項)、他方、個人については、その付与の段階ではオプション自体を一つの資産として捉え(このため、法人から個人が、一定の価値のあるオプションを無償で提供されれば、その時価に対応する所得が発生する)、その後についてはオプションが行使されて原資産の売買が行われた際に、売主側に売却損益が発生し、買主側は、その行使価格にオプション料を加減した額にて対象資産の取得価額とするものとされている。買主側は、その上で、さらにその原資産を処分した際に譲渡損益を認識するものとされ、オプションの行使時においては、たとえ対象のオプションがコールオプションで、自らが当該オプションを行使する側であったとしても、その行使時に所得が発生するものとはされていない。考えてみれば、コールオプションに関して、その行使直前における価値と行使直後に取得した原資産の価値からコールオプションの行使価額を差し引いたものを比べた場合、前者の方が高いことはあっても低いことはないはずである。にもかかわらず、コールオプションの行使時に所得が実現したかのような課税を行おうとするのは、本来異例というべきものであろう。

実際、現行所得税制上も、(理論的根拠は上記と必ずしも一致していないが)ストックオプションを含む新株予約権の原則的課税

¹⁰ 所得税法 84 条 3 項柱書き及び 2 号を以下に引用する。

3 発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合(株主等として与えられた場合(当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)を除く。)における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日(第三号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

二 会社法第二百三十八条第二項(募集事項の決定)の決議(同法第二百三十九条第一項(募集事項の決定の委任)の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項(公開会社における募集事項の決定の特則)の規定による取締役会の決議を含む。)に基づき発行された新株予約権(当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。) 当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

関係は、上記のコールオプションと変わらないと評価することができる。というのは、上記の有償ストックオプションのところでも若干触れたように、所得税法施行令 84 条 3 項は、そこに規定されているストックオプションに関して、収入金額を規定したもので、それ以外の新株予約権については、他の有価証券の場合同様、仮に取得者がその取得時に時価を下回る価格しか支払っていないければ、その差額について取得者はその取得時に課税をうける一方、行使時には課税が起らないというのが、所得税法施行令 109 条の含意と考えられるからである。このように考えると、国税庁ストックオプション Q&A のように、その例外ともいべき所得税法施行令 84 条 3 項を広く適用しようとするのが果たして適当なのか、やはり疑問を生もう¹¹。国税庁の見解は、平成 17 年最高裁判決に関する判例解説において、ストックオプションについて、その行使時において所得が実現したものと考えるべきである旨が述べられている¹²ことを踏まえたものにも見えるが、新株予約権に譲渡制限が付されていない場合どうなるのか(譲渡制限は付されていない場合、所得税法施行令 84 条 3 項の要件を満たさないのは明らかで、文理解釈によれば、この場合には行使時課税は起らないように思われる)といった点まで考えれば、かなりおかしな結果を招くのではないかとも思われる。そもそも、当該判例解説においては、付与時には未だ所得が実現されたとは言えないとの議論がなされているが、これは純粋に理論的な帰結というよりは、「ストックオプションについて、その付与時に課税することは、納税者に酷であり、他方、オプション行使後の株式の譲渡時まで課税を行わない(しかも給与と所得課税より有利な場合の多い譲渡所得としての課税)」というのも公正性の上で問題がある」といったいわば政策的判断を含むものではないかといった見方もありうるように思われるところである。

(3) 所得の発生時期と所得区分

ところで、今回、国税庁があえて国税庁ストックオプション Q&A を公表し、それまで信託型ストックオプションに関して言われてきた解釈と異なる解釈を示したのは、信託型ストックオプションにおける課税の時期ではなく、所得区分を譲渡所得として取り扱うべきではないとの考えが強かったからではないかとも思われる。というのは、ストックオプションの場合、これを行使したにもかかわらず株式の状態を保有することは一般的に考えてあまりないと思われるからである(ストックオプションの行使によって取得した株式を即譲渡するというのであれば、あえて行使価額を支払ってその時点で株式に変える意味がない)。このため、多くのケースで、ストックオプションの行使時点とそれによって取得された株式の譲渡時点とは殆ど差がないものと思われ、どちらの時点で所得が発生したこととされても課税の時期としては大差ない。課税当局にとっての本丸が、所得発生時期ではなく、所得区分にあるとすると、国税庁ストックオプション Q&A の解釈は、「給与所得として課税するためには、行使時に所得が発生すると言わなければならない。そのためには、所得税法施行令 84 条 3 項に載せなければならない」という結論先取りの議論のようにも思える。既に述べたように、(コール)オプション一般への課税とは適合していない所得税法施行令 84 条 3 項の適用範囲を「文理解釈上、信託型ストックオプションにも適用できると読めそうだから給与所得として課税するために」拡大適用しようとするのは感心できるものではあるまい¹³。

(4) 小括

以上のとおり、今回の国税庁ストックオプション Q&A で示された考え方は、平成 17 年最高裁判決において、新株予約権の所得発生時期/課税時期に関して、原則行使時点であるとの見解が示されたこととも考え合わせると、一定の理解は可能である。しかしながら、その解釈には相当な疑問もあり、仮に裁判で争われることとなれば、その結論は予断を許さないのではなからうか。

¹¹ 国税庁としては、信託を介しない、有償ストックオプションについてもおしなべて行使時課税を行おうとするものなのかもしれないが少なくともそういった議論は不見当である。なお、発行会社から直接時価で新株予約権を取得している場合は、時価、すなわち適正対価を別途支払っているのだから、「役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」には該当しないと解釈するのもかもしれない。

¹² 松田稔「判解」最高裁判所判例解説民事編平成 17 年度(上)(1 月~6 月分)39 頁(特に 50 頁以下)。

¹³ 課税当局の立場からすると、税制適格ストックオプションについてだけ、給与所得を介することなくすべて譲渡所得とするという優遇措置を定めているのであり、それを脱法的に回避しようとするのが信託型ストックオプションだから、所得税法施行令 84 条 3 項の解釈論として可能なのであれば、当該条項が元々想定していたのではない事象にも適用してよいのだということになるかもしれないが、そういうことであればむしろ法令を改正して課税すべきではないかとも思われる。

IV 今後の展望

とはいえ、納税者としては、国税庁ストックオプション Q&A が公表された以上、今後ストックオプションの導入を検討する際には、当該 Q&A の回答を前提とした行動を行うほかないものと考えられる。しかし、改めて考えると、そもそも信託型ストックオプションが普及したのは、受益者等の存在しない信託に係る法人税や信託報酬等を踏まえたとしても、信託型ストックオプションが税制適格ストックオプションよりも人材確保のために有益であるとの判断がなされたためである。これは、税制適格ストックオプションに依拠できるのであれば、発生しなかった Transaction Cost が発生していることを意味し、社会的な不効率が生じている状態であるとも言えるようにも思われる。

個別のストックオプションの仕組みに関する議論はもちろん重要であるが、むしろ II 2. で触れた現在の税制適格ストックオプションの要件を緩和し、税制適格ストックオプションを利用しやすいようにすることこそが合理的な対応と言えるのではないであろうか。

この点に関連し、国税庁ストックオプション Q&A の公表後に行われた 2023 年 6 月 6 日の新しい資本主義実現会議(第 19 回)では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版案」についての議論が行われており、同改訂版¹⁴⁾については、6 月 16 日に閣議決定がなされたようである¹⁵⁾。当該改訂版のなかでは、未上場会社の株価算定ルールについて、「財産評価基本通達の純資産価額方式(会社の総資産の価額から負債等の額を差し引いて評価額を定めるという、小規模会社向けの簡便な算定方法)による算定を認めることとする」(38 頁)との記載や「税制適格ストックオプションの上限額の大幅引き上げ又は撤廃を検討する」(38 頁)、「非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する」(37~38 頁)との記載もある。

最初の株価算定ルールに関しては、既に、パブリックコメントが開始されている¹⁶⁾ため、当該結果について引き続き注視は必要であるが、従前必ずしも明確になっていなかった価格算定方法について、明確化が図られるという点で望ましい方向性に進んでいるように見受けられる。しかし、(一般的なスタートアップ企業等では純資産価額方式を利用する場合には行使金額は小さくなると思われるものの)算定ルールの明確化のみで足りるのかには反対の議論も当然ありえよう。税制適格ストックオプションが納税者にとって使いやすい制度となることを、切に望むものである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁴⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版案」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf)。

¹⁵⁾ 首相官邸(<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2023/kakugi-2023061602.html>)。

¹⁶⁾ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0>。